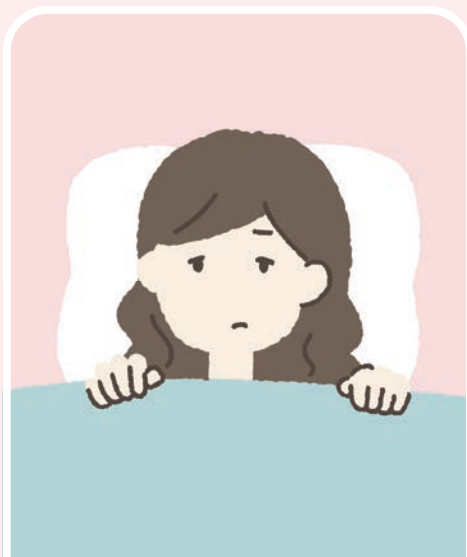
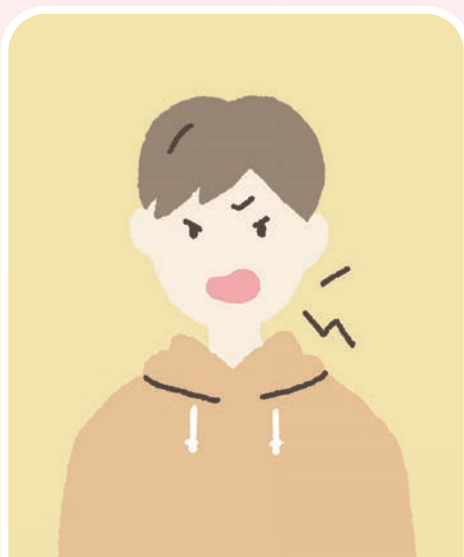


こんな不調や悩みを感じたら 相談してください



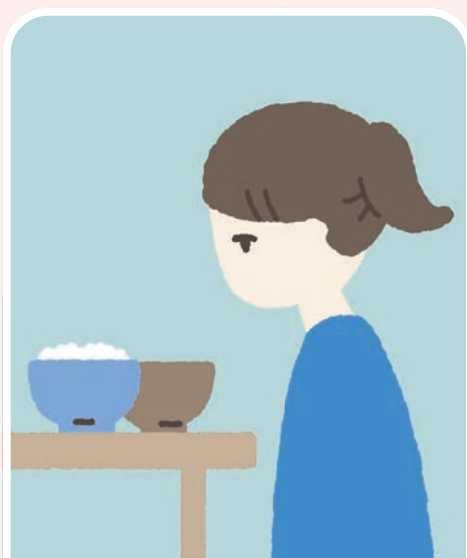
眠れない



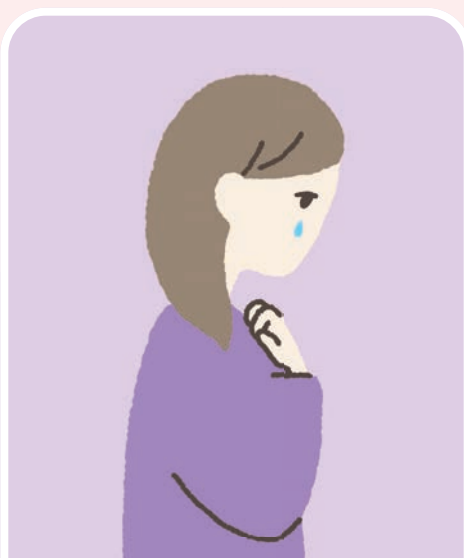
怒りやすくなった



口数が減った



食欲がない



不安を感じる



ひきこもりがち

相談先は裏面をご覧ください ▶▶

#いのちSOS (NPO法人 自殺対策支援センターライフリンク)

 **0120-061-338**

月・木 0時~24時(24時間) 火~水/金~日 8時~24時

よりそいホットライン (一般社団法人 社会的包摂サポートセンター)

 **0120-279-338** (24時間)

いのちの電話 (一般社団法人 日本いのちの電話連盟)

 **0120-783-556**

毎日 16時~21時 毎月10日 8時~翌日8時(24時間)

 **0570-783-556**

毎日 10時~22時

こころの健康相談統一ダイヤル (地方自治体の窓口)

 **0570-064-556**

相談対応の曜日・時間は自治体によって異なります。

SNSでの相談は

まもろうよこころ

検索



児童生徒の自殺は学校の長期休業明けの時期に増加する傾向があることを踏まえ、保護者、地域住民、関係機関等と連携の上、児童生徒の自殺予防に係る取組を実施していただくようお願いいたします。

4 初児生第 1 3 号
令和 4 年 6 月 2 4 日

各都道府県教育委員会指導事務主管課長
各指定都市教育委員会指導事務主管課長
各都道府県私立学校主管課長
附属学校を置く各国立大学法人担当課長
附属学校を置く各公立大学法人担当課長 殿
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第 12 条
第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の担当課長

文部科学省初等中等教育局児童生徒課長
清 重 隆 信

児童生徒の自殺予防に係る取組について（通知）

平素より、文部科学行政に対する御理解・御協力を賜り、誠にありがとうございます。

標記については、これまでも自殺対策基本法（平成 1 8 年法律第 8 5 号）等に基づき、学校において、児童生徒の自殺予防の取組の充実に積極的に取り組んでいただいているところです。

しかしながら、警察庁・厚生労働省の自殺統計によると、令和 3 年の児童生徒の自殺者数は 4 7 3 人であり、一昨年（4 9 9 人）から減少したものの、引き続き憂慮すべき状況にあります。また、令和 4 年の児童生徒の自殺者数は、1 月から 5 月までで計 1 5 6 人（令和 3 年同期間：2 0 9 人）という状況にあります。

また、自殺対策白書の資料でも指摘されているとおり、1 8 歳以下の自殺は、学校の長期休業明けにかけて増加する傾向があります。そのため、これらの時期にかけて、学校として、児童生徒の自殺予防について組織体制を整え、取組を強化することは、児童生徒の尊い命を救うことにつながります。

これらのことを踏まえ、今年度においても、学校として、保護者、地域住民、関係機関等

と連携の上、長期休業の開始前から長期休業明けにおける児童生徒の自殺予防に向けた取組を積極的に実施するようお願いします。

なお、昨今、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための配慮が求められていることに御留意いただき、感染防止対策を徹底した上で、必要な措置を行っていただきますようお願いいたします。

これらのことについて、都道府県・指定都市教育委員会にあっては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会等に対して、都道府県にあっては所轄の学校法人及び私立学校に対して、附属学校を置く国立大学法人及び附属学校を置く公立大学法人にあっては附属学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体にあっては認可した学校に対して、周知を図るよう、特段の御配慮をお願いします。

記

18歳以下の自殺は、8月下旬から9月中旬等の学校の長期休業明けの時期に増加する傾向があることを踏まえ、以下に掲げる取組を、学校が保護者、地域住民、関係機関等と連携の上、長期休業の開始前から長期休業明けの時期にかけて実施することが考えられる。

(1) 学校における早期発見に向けた取組

各学校において、長期休業の開始前からアンケート調査、教育相談等を実施し、悩みや困難を抱える児童生徒の早期発見に努めること。また、児童生徒の自殺の背景の一つとして精神疾患が挙げられていることを踏まえ、学級担任や養護教諭等を中心としたきめ細やかな健康観察や健康相談の実施等により、児童生徒の状況を的確に把握し、スクールカウンセラー等による支援を行ったり、スクールソーシャルワーカー等を活用して医療等の関係機関に繋ぐなど、心の健康問題への対応を徹底すること。

学校が把握した悩みや困難を抱える児童生徒や、いじめを受けた又は不登校となっている児童生徒等については、長期休業期間中においても、全校（学年）登校日、部活動等の機会を捉え、又は保護者への連絡、家庭訪問等により、継続的に様子を確認すること。特に、長期休業の終了前においては、当該児童生徒の心身の状況の変化の有無について注意し、児童生徒に自殺を企図する兆候がみられた場合（※）には、特定の教職員で抱え込まず、保護者、医療機関等と連携しながら組織的に対応すること。

加えて、「SOSの出し方に関する教育」を含めた自殺予防教育を実施するなどにより、児童生徒自身が心の危機に気づき、身近な信頼できる大人に相談できる力を培うとともに、児童生徒が安心してSOSを出すことのできる環境の整備に努めること。

さらに、「24時間子供SOSダイヤル」を始めとする電話相談窓口や、SNS等を活用した相談窓口の周知を長期休業の開始前において積極的に行うこと。なお、GIGAスクール構想で整備された1人1台端末を活用し、相談窓口の周知や、学校生活等についてのアンケートの実施、メッセージ・Web会議システムによる相談の実施や、アプリ等を通じて悩みや不安を気軽に発信できるようにするなど、1人1台端末を児童生

徒の心身の状況の把握や教育相談に役立てることも考えられる（※）こと。

（※）自殺予防教育については、「子供に伝えたい自殺予防－学校における自殺予防教育導入の手引－」を参照。特に、自殺を企図する兆候については、「教師が知っておきたい子どもの自殺予防」P 9を参照。1人1台端末を活用した自殺等対策の取組事例については、別添4を参照。

（２）保護者に対する家庭における見守りの促進

保護者に対して、長期休業期間中の家庭における児童生徒の見守りを行うよう促すこと。保護者が把握した児童生徒の悩みや変化については、積極的に学校に相談するよう、学校の相談窓口を周知しておくこと。その際、文部科学省のHP上の子供のSOSの相談窓口（※）や「24時間子供SOSダイヤル」を始めとする相談窓口も保護者に対して周知しておくこと。複数の相談窓口を周知する場合は、悩みや不安を抱える児童生徒がどこに相談すべきか混乱してしまわないよう、必要に応じて相談窓口を整理し、周知すること。なお、これらの各家庭における保護者による見守りについては、長期休業の開始前又は長期休業期間中における保護者会等の機会や学校（学級）通信を通じて、保護者に促すことが考えられること。学校は、保護者から相談を受けた時には、必要に応じて関係機関と連携しながら、適切に対応すること。

（※）子供のSOSの相談窓口 https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/06112210.htm

（文部科学省HP）



（３）学校内外における集中的な見守り活動

長期休業明けの前後において、学校として、保護者、地域住民の参画や、関係機関等と連携の上、学校における児童生徒への見守り活動を強化すること。また、学校外における見守り活動については、教育委員会等において、学校、警察等関係機関、地域の連携を一層強化する体制を構築し、取組を実施すること。特に、児童生徒が自殺を企図する可能性が高い場所については、これらの時期に見守り活動を集中的に実施することが有効であること。

（４）ネットパトロールの強化

児童生徒によるインターネット上の自殺をほのめかす等の書き込みを発見することは、自殺を企図している児童生徒を発見する端緒の一つである。このため、教育委員会等が実施するネットパトロールについて、長期休業明けの前後において、平常時よりも実施頻度を上げるなどしてネットパトロールを集中的に実施すること。自殺をほのめかす等の書き込みを発見した場合は、即時に警察に連絡・相談するなどして当該書き込みを行った児童生徒を特定し、当該児童生徒の生命又は身体の安全を確保すること。また、警察等関係機関においてネットパトロールが実施されている場合には、当該関係機関との積極的な連携に努めること。

【添付資料】

- 別添 1 児童生徒の月別自殺者数〔推移〕（厚生労働省・警察庁）
- 別添 2 18歳以下の日別自殺者数（平成27年版自殺対策白書（抄））
- 別添 3 24時間子供SOSダイヤル（0120-0-78310）
- 別添 4 1人1台端末を活用した自殺等対策の取組事例について
- 別添 5 児童生徒が抱える悩みや困難の早期発見等のためのツールの例について

【参考資料】

- 「子供に伝えたい自殺予防－学校における自殺予防教育導入の手引－」
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/063_5/gaiyou/1351873.htm



- 「教師が知っておきたい子どもの自殺予防」
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/046/gaiyou/1259186.htm



- 「子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き」
http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2016/11/11/1304244_01.pdf



- 小学生用啓発教材「わたしの健康」、中学生用啓発教材「かけがえのない自分 かけがえのない健康」、高校生用啓発教材「健康な生活を送るために」
http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/1353636.htm



【担当】

文部科学省初等中等教育局児童生徒課 生徒指導企画係

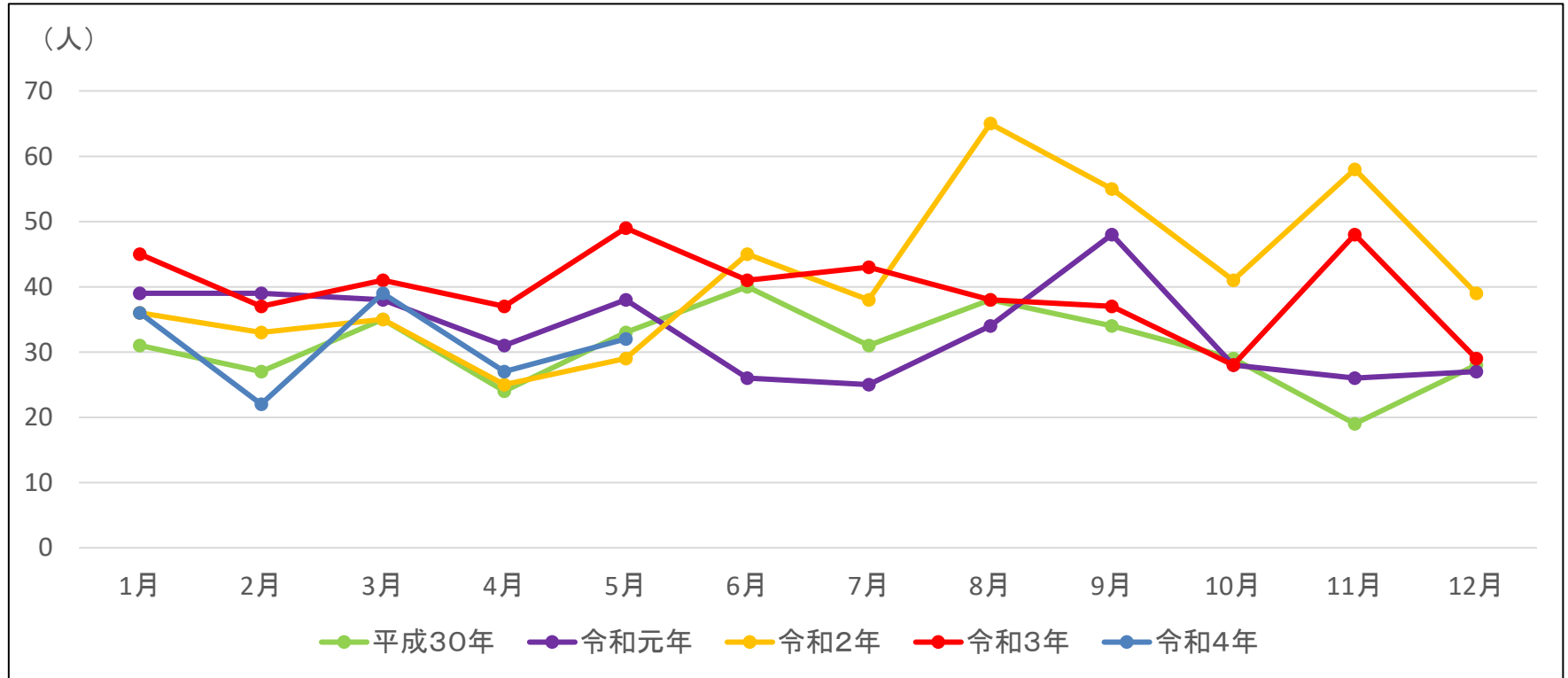
電 話 03（5253）4111（内線3298）

03（6734）3298（直通）

E-mail s-sidou@mext.go.jp

児童生徒の月別自殺者数[推移]①

別添1



(人)

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
平成30年	31	27	35	24	33	40	31	38	34	29	19	28	369
令和元年	39	39	38	31	38	26	25	34	48	28	26	27	399
令和2年	36	33	35	25	29	45	38	65	55	41	58	39	499
令和3年	45	37	41	37	49	41	43	38	37	28	48	29	473
令和4年	36	22	39	27	32								156

(出典)「自殺の統計:地域における自殺の基礎資料」(暫定値)及び「自殺の統計:各年の状況」(確定値)を基に作成。

児童生徒の月別自殺者数[推移]②

別添1

学校種及び男女別自殺者数

(人)

			1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計	
令和2年	小学生	総数	1	1	1	1	0	1	0	1	2	1	4	1	14	
		男子	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	2	0	4	
		女子	1	1	0	1	0	1	0	1	1	2	0	2	1	10
	中学生	総数	13	14	10	7	6	17	9	18	16	10	10	10	16	146
		男子	6	4	4	5	4	13	6	9	10	5	5	6	77	
		女子	7	10	6	2	2	4	3	9	6	5	5	5	10	69
高校生	総数	22	18	24	17	23	27	29	46	37	30	44	22	339		
	男子	14	8	17	11	16	15	16	23	21	20	26	12	199		
	女子	8	10	7	6	7	12	13	23	16	10	18	10	140		
令和3年	小学生	総数	2	0	3	1	0	0	2	1	1	0	0	1	11	
		男子	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1	4	
		女子	1	0	2	0	0	0	2	1	1	0	0	0	7	
	中学生	総数	10	14	16	9	9	12	12	17	13	12	17	7	148	
		男子	6	6	10	7	2	2	7	8	8	5	9	4	74	
		女子	4	8	6	2	7	10	5	9	5	7	8	3	74	
高校生	総数	33	23	22	27	40	29	29	20	23	16	31	21	314		
	男子	24	9	11	13	24	10	13	11	16	10	18	10	169		
	女子	9	14	11	14	16	19	16	9	7	6	13	11	145		
令和4年	小学生	総数	0	1	1	1	2								5	
		男子	0	0	0	1	2								3	
		女子	0	1	1	0	0								2	
	中学生	総数	12	5	7	7	8								39	
		男子	4	1	4	4	6								19	
		女子	8	4	3	3	2								20	
高校生	総数	24	16	31	19	22								112		
	男子	17	10	16	13	15								71		
	女子	7	6	15	6	7								41		

(出典)「自殺の統計:地域における自殺の基礎資料」(暫定値)及び「自殺の統計:各年の状況」(確定値)を基に作成

18歳以下の日別自殺者数



平成27年版自殺対策白書から抜粋

(過去約40年間の厚生労働省「人口動態調査」の調査票から内閣府が独自集計)

【平成27年版自殺対策白書(内閣府作成)の関係記述】

児童生徒の自殺を防ぐためには、学校や家庭、地域における対応や連携が重要であるが、自殺が起こりやすい時期が事前に予想できるのであれば、その時期に集中的な対応を行うことで一層の効果が期待できると考えられる。

18歳以下の自殺者において、過去約40年間の日別自殺者数をみると、夏休み明けの9月1日に最も自殺者数が多くなっているほか、春休みやゴールデンウィーク等の連休等、学校の長期休業明け直後に自殺者が増える傾向があることがわかる。

学校の長期休業の休み明けの直後は、児童生徒にとって生活環境等が大きくかわる契機になりやすく、大きなプレッシャーや精神的動揺が生じやすいと考えられる。このような時期に着目し、彼らの変化を把握し、学校や地域、あるいは家庭において、児童生徒への見守りの強化や、児童生徒向けの相談や講演等の対応を集中的に行うことは効果的であろう。